

## 令和6年度磐田市省エネ家電買替促進事業業務委託仕様書

### 1 事業等の名称

事業名：磐田市省エネ家電買替促進事業

通称名：いわた省エネ家電買替キャンペーン

補助金名称：磐田市省エネ家電買替促進事業費補助金

### 2 業務の目的

エネルギー価格や物価の高騰に伴う市民生活の負担軽減を図るとともに、既存の家庭用電化製品からエネルギー消費性能に優れた家電製品（以下「省エネ家電」という。）の買替を促進することで、家庭から排出する二酸化炭素の削減による脱炭素の取組みについて市民に啓発するため、磐田市省エネ家電買替促進事業費補助金の交付にかかる本キャンペーンの業務を委託する。

### 3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

### 4 事業概要

磐田市に住所を有する者が対象期間（令和6年6月1日～令和6年9月30日）に（2）②の省エネ家電を買い替え、令和6年7月1日～令和6年10月31日に申請をしたとき、1世帯1回限りその購入費用に対し補助金を交付する。（磐田市省エネ家電買替促進事業費補助金交付要綱による）

#### （1）対象者

申請時に市内に住所を有し、市税の滞納がない個人（申請は世帯単位）

#### （2）補助金の概要

##### ①対象となる家電（省エネ家電）

NO	対象家電	基準年度	要件
1	エアコン	2027	左記基準年度の省エネ基準達成率が100%以上のもの※
2	冷蔵庫	2021	
3	LED照明器具	2020	

※省エネ法にもとづく小売事業者表示制度により、家電製品の種類ごとに決められた省エネ基準に対する達成率のこと。

## ②補助額

NO	対象家電	購入金額の条件 (台数に関わらず)	補助額
1	エアコン	合計 10 万円以上	4 万円
2	冷蔵庫	合計 5 万円以上	2 万円
3	LED 照明器具	合計 2 万円以上～4 万円未満	1 万円
	※ 2 台以上の購入が対象	合計 4 万円以上	2 万円

※1 世帯 1 回限り。世帯あたりの補助額の上限は 8 万円まで。

※台数に関わらず、種類ごとの購入金額合計に対し一律の補助金を交付する。

※LED照明器具については 2 台以上の購入を対象とする。

## ③補助予算額

1 億円 (予算額に達し次第受付終了)

## ④想定申請件数

3,700 件

## (3) 申請の方法

### ①郵送申請

申請者が申請書類を送付することで申請する。

### ②電子申請

専用ホームページから電子申請専用 LoGo フォーム (©TRUSTBANK, Inc.) 「いわた省エネ家電買替キャンペーン申請フォーム」(以下「電子申請フォーム」という。)に申請者が自ら入力、及び資料を添付し申請する。

## (4) 申請書類

①磐田市省エネ家電買替促進事業費補助金 交付申請書兼請求書 (様式第 1 号)

②エアコンの買替に関する資料 (様式第 1 号別紙①)

③電気冷蔵庫の買替に関する資料 (様式第 1 号別紙②)

④LED 照明器具の買替に関する資料 (様式第 1 号別紙③)

⑤申請者による省エネ家電の購入を証する書類の写し (レシート、領収書等)

⑥製造事業者及び型番が確認できる書類の写し (レシート、保証書、販売証明書等)

⑦家電リサイクル券の写し

⑧取外し前の蛍光灯または白熱灯の全景写真

⑨製造事業者名及び型番が分かる部分の写真

⑩LED 照明器具を設置した後の写真

⑪申請者の本人確認書類 (運転免許証またはマイナンバーカードの表面の写し)

## 5 委託業務の内容

### (1) 業務の管理及び実施体制の構築

- ①受託者は、本業務を統括するため本契約の締結後速やかに「いわた省エネ家電買替キャンペーン事務局」（以下「事務局」という。）を設置すること。
- ②受託者は、適正かつ確実な業務遂行のため、業務全体を統括する業務責任者を選任し、受付時間内は事務局に常駐させること。
- ③受託者は、申請期間中の受付時間内には常時3人以上の人員を配置し、事務局及びコールセンター業務に当たり、申請状況に応じた体制を構築すること。
- ④受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報保護法及び関係法令を遵守し、個人情報に関するセキュリティ対策を万全に講じること。
- ⑤受託者は、磐田市と常に連絡を取れる体制を構築し、必要に応じて協議を行うこと。
- ⑥特段の定めがない限り、事務局設置・運営に係る費用は受託者の負担とし、各業務の費用配分を適切に行うこと。

### (2) 事務局の業務

#### ①専用ホームページの開設及び運用

受託者は、事業を広報するため以下の専用ホームページを開設し運用する。

【掲載項目】以下の項目を掲載する。

- ア 補助制度の概要
- イ 対象家電
- ウ 対象経費
- エ 対象者
- オ 申請方法
- カ 予算執行状況
- キ 電子申請フォームのリンク
- ク よくある質問
- ケ 製品別省エネ基準達成率リストページへのリンク
- コ 省エネ効果による電気料金の減額予測
- サ 申請書様式の PDF データ及び Word データ
- シ 家電リサイクル券の見本
- ス LED 照明器具の申請にかかる写真の見本
- セ 電子チラシ PDF データ
- ソ 問合せ先とその電話番号

【公開日】令和6年5月15日（水）午前0時から

- 【情報更新】 磐田市が別に指定した日時に、予算残額等の更新を行う。
- 【開設費用】 ホームページの開設、更新及び運用の費用はすべて受託者が負担する。
- 【要件定義】 受託者及び磐田市は、ホームページの作成に際し要件定義の確認を書面で行い、要件定義外の追加や修正が発生しないよう努める。
- 【環境整備】 この業務におけるドメイン、サーバー、ホームページは受託者が保有し、公開期間中これらを磐田市に貸与するものとし、その費用は委託料に含まれるものとする。ドメインは磐田市を連想させる文言を含まないものとし、契約期間終了後3年間は転売しないものとする。

#### ②電子チラシの作成

受託者は、ホームページに用いた素材を活用し、ホームページからダウンロードすることができる電子チラシを作成する。

- 【規 格】 A4 サイズ両面印刷を想定したフルカラーチラシとする。
- 【掲載内容】 ホームページ掲載項目から磐田市と協議のうえ決定する。
- 【納 品】 PDF データ及び PNG データを CD-ROM に格納し納品する。

#### ③電子申請フォームの利用申請及び操作

本事業の電子申請は磐田市が「LoGo フォーム」により作成したフォームを使用するものとする。受託者は、磐田市に対し「外部事業者利用申請」を行い、許可を得て本事業に関する申請情報を閲覧・集計し管理する。LoGo フォームの閲覧にはインターネットを閲覧できる環境が必要であり、そのための機器および通信設備にかかる費用は受託者が負担する。

#### ④コールセンターの設置・運営業務

事務局はコールセンターを以下のとおり設置し、運営する。これにかかる費用は受託者が負担する。

- 【設置期間】 令和6年5月15日（水）から令和6年10月31日（木）まで
- 【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土曜日曜・祝日は除く）
- 【業務内容】 コールセンターの業務は、当事業の申請手続きに関する市民や事業者からの質問に回答し、適切な申請に導くこととする。
- 【体 制】 コールセンターには適切な数の電話回線を確保し、業務を円滑に進めるために必要な人員を配置する。また、問い合わせが集中すると見込まれる期間には必要に応じ体制を強化し、コールセンターの機能が果たされるよう努める。
- 【報 告】 事務局は、コールセンターにおいて受信した質疑及び回答の概要を月ごとにとりまとめ、翌月10日までに磐田市に報告するものとする。
- 【教 育 等】 事務局は、コールセンターに携わる者に対し申請方法、交付条件等の周知徹底に努めるものとする。交付要綱にない事例が生じたときは、業務責任者を通じて磐田市と協議し対応すること。

#### ⑤申請の受付・確認

事務局は、以下の業務を行う。

【郵送申請】・受託者が指定した箇所へ郵送された申請書類の開封及び整理を行う。

- ・申請書類の内容を磐田市が提供する郵送専用 LoGo フォーム「省エネ家電郵送申請フォーム」（以下「郵送専用フォーム」という。）に入力及び資料を添付する。
- ・書類の不備や交付要件に満たない可能性が有るときは申請者に対して電話連絡や必要に応じて郵送による差し戻しを行う。
- ・確認を終えた書類は申請日ごとにまとめ、磐田市に送付する。

【電子申請】・電子申請フォームの申請データについて添付書類の不備や、交付要件に満たない可能性が有るときは申請者に対してメールにより連絡し、添付書類の更正を依頼する。

- ・確認を終えたデータについて、磐田市に電子申請フォームを通じて通知する。

#### ⑥決定通知の送付

事務局は、磐田市が提供する「決定通知発送リスト」を基に、「省エネ家電買替促進事業費補助金の交付額決定通知書（様式第3号）」を印刷し、窓あき封筒に封入し申請者に郵送する。窓あき封筒の作成費用は受託者が負担する。

#### ⑦統計資料作成、報告

月締めした家電の種別申請件数や交付金額等のデータを取りまとめ、磐田市が指定する Excel ファイルデータを作成し、令和6年10月31日（木）までに提出する。

### 6 スケジュール

日付	事業
4月中旬	契約締結 業務打合せ①（委託業務の詳細）
	事務局開設 LoGo フォーム外部事業者利用申請
5月15日	専用ホームページ開設 コールセンター開設 業務打合せ②（体制の確認等）
6月1日	対象者の家電購入開始（対象購入期間6月1日～9月30日） 業務打合せ③（問合せ等の状況確認）
7月1日～	申請受付の開始（申請期間7月1日～10月31日） 業務連絡（随時）

10月31日	申請受付の終了 コールセンター閉鎖
11月	業務報告書の作成 業務打合せ④（報告書の内容） LoGo フォーム利用期間の終了
12月	事務局の閉鎖
令和7年1月	業務完了報告書の提出

## 7 業務連絡及び業務打合せ

磐田市及び受託者は、必要に応じ随時、電話またはメールにより業務連絡を行う。また、上記スケジュールに合わせ期間中4回の業務打合せを見込むものとする（オンライン可）。

## 8 成果品

受託者は、本委託業務の成果品として以下を記載した完了報告書及びデータを提出する。

- ・事務局組織図
- ・コールセンターの設置状況及び対応記録
- ・個人情報の保護及び管理に関する特記事項に基づく書類  
（様式1 個人情報取扱（変更）届出書）  
（様式1-2 責任者及び作業従事者名簿）  
（様式2 個人情報取扱（変更）届出書に関する承諾書）
- ・申請件数統計結果（家電種別申請件数、期間中の申請数推移）  
書面1部とPDFデータ及びExcelデータ

## 9 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは速やかに磐田市に報告し、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は速やかに訂正または補足その他処置をとるものとする。

## 10 委託料の支払い

### (1) 委託料

受託者は、完了検査終了後速やかに業務委託料を請求する。

### (2) 支払い

委託料は、原則委託契約終了後の一括払いとする。

## 11 個人情報及び情報資産の取扱い

受託者は JIS Q15001、ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27002、またはプライバシーマークのいずれかを取得していること。

また、受託者は本業務を遂行するに当たり、本業務委託の契約書に別記する「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守しなければならない。

## 12 その他

- (1) 本業務の遂行に当たり、磐田市の指示に従い進めること。
- (2) 本業務のため作成し、配布・公表する資料等の内容及びデザインは全て磐田市と協議の上、決定すること。また、磐田市は校正を必要回数行うことができる。
- (3) 受託者が本業務の実施にあたり作成した成果品の著作権は、磐田市に帰属する。
- (4) 本業務の実施にあたり使用する知的財産に関しては、受託者において必ず権利者の承諾を得る等の処理を行うこと。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任において解決（解決に要する一切の費用負担を含む。）すること。
- (5) 受託者は、本業務に携わる者の良識にもとる行為を禁じ、事業が目的及び趣旨に反するものにならないようにすること。
- (6) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとしこれらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、常に磐田市と密接な連携を図り効率的な業務の遂行に努めなければならない。
- (8) 本業務における経緯、資料等はすべて明確にしておかなくてはならない。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、磐田市と受注者が協議して定める。